

伊豆の国市入札監視委員会 令和7年度第1回定例会議の議事概要

開催日時	令和7年8月4日(月)午後2時から午後3時50分まで
開催場所	あやめ会館(長岡中央公民館)2階会議室
出席委員	会長 杉山 成一(弁護士) 委員 大谷 良則(税理士) 蓼沼 智行(大学教員)
説明のため出席した職員	企画財政部財務課契約室 室長、外2名 都市整備部建設課 課長 土木2係長 産業部農林課 課長、外1名
事務局	総務部行政経営課 課長、室長、外1名
議題・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・伊豆の国市入札監視委員会運営規程の一部改正について ・令和6年度下期 工事請負契約状況等について(報告) ・入札参加資格停止の運用状況について(報告) ・審議 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和6年度 道路橋梁新設改良事業 長5004号線改良その2工事 (2) 令和6年度 土木災害復旧事業 浮橋字薊洞地先法定外道路災害復旧工事 (3) 令和6年度 土木災害復旧事業 菰1115号線応急復旧工事 (4) 令和6年度 市単治山事業 浮橋字安野法面工事 ・その他
委員からの意見・質問等とそれに対する回答及び委員との協議事項	<p>・伊豆の国市入札監視委員会運営規程の一部改正について (全員賛成)</p> <p>Q1</p> <p>今回、契約規則を変更し随意契約できる金額を130万円以下から200万円以下に設定した。政令で元々、随意契約できる金額は250万円以下だった。それが400万円以下に変更されたことに合わせて金額を上げたと推測される。元々、250万円から200万円にすることは可能だったと考えられる。今回、総務省の通達にあわせて</p>

200万円に変更したのか、また、200万円に設定した理由、議論の経過状況、検証過程が分かれば教えてほしい。物価、単価の上昇による工事費の高騰によりそれまで随意契約で施工できた工事が出来なくなるなどの不都合さ、それを是正するためという予測はある。

A 1

決裁区分の金額見直しと並行して実施された。
元々、地方自治法施行令において市町村が随意契約できる金額の上限は130万円以下であった。地方自治法施行令の改正により、指定都市を除く市町村の工事または製造の請負における随意契約できる金額の上限が200万円に改正された。200万円はあくまでも上限であるため、130万円を維持するという案もあったが、市全体の職権に応じた決裁区分の見直しに関連付けられた議論を経て、200万円に変更された。

- ・ 令和6年度下期 工事請負契約状況について（報告）
- ・ 入札参加資格停止の運用状況について（報告）
（意見・質疑なし）
- ・ 抽出事案の審議
別紙1のとおり
- ・ その他事務連絡

別紙 1

・抽出事案の審議

(1) 令和6年度 道路橋梁新設改良事業 長5004号線改良その2 工事	
質問、意見	回答
<p>Q1</p> <p>この現場は古奈区から要望事項として挙がってきたのか</p> <p>文章の中に老朽化という言葉が入っている。私はこの現場を月に6、7回は通る。老朽化しているとは思えない。他の現場を確認・比較しているのか。</p> <p>老朽化だけでなく他の要素もあったということで承知した。</p>	<p>A1</p> <p>地区要望として古奈区の区長から要望されている。</p> <p>地区要望なので地区の住民が地域を観る中で優先順位をつけていると考えられる。</p> <p>説明文が少し不足していた。老朽化もさることながら、市街化区域で夜間閑静な場所であるが、車が通過すると側溝蓋を踏み大きな音を出す。</p> <p>車がすれ違う時に丁度タイヤが側溝蓋の上を通り連続的に音がする。</p>
<p>Q2</p> <p>この工事は一般管理費が679,004円と設定されている。応札した業者の各内訳を比較すると、受注者だけ著しく安い。また、完成期日は6月27日のようだが、工期は何時から何時までか。</p> <p>1月から3月まで現場が始まっていないことを確認している。</p>	<p>A2</p> <p>1月29日から6月27日までである。</p> <p>4月20日までは準備工の期間で、4月20日の週から蓋の撤去、構造物の作製設置が始まっている。</p>

<p>2 か月程度と。</p> <p>そこまで頻繁に現場入りしているようには見えなかった。</p> <p>20 日間程度で一般管理費が 67 万円も必要なのか。今回審議対象となっている他工事も 1 件を除いて直接工事費に対して似たような比率で一般管理費を計上している。24m の道路の復旧工事でそこまで必要か。現場に即しているのか。</p> <p>現場管理費は計上している。一般管理費は会社の経費である。受注者は一般管理費を著しく安く計上し、それに比べ、他の応札業者は50万程度計上している。おそらく積算ソフトを利用して自動計算していると推測するが、共通仮設費、現場管理費を計上している中、一般管理費を67万円、側溝蓋24mの撤去設置に計上する必要があるのか。積算の基準があるにせよ、現場を見て計上したらどうか。</p> <p>それは承知している。その上で、机上で計算するだけでなく、現場を見て判断する</p>	<p>準備工に 2 か月と 20 日間。</p> <p>実際の現場日数は 20 日間程度。</p> <p>経費率を下げるには何らかの理由が必要となる。</p> <p>発注者としては積算の基準に則って設計している。</p> <p>契約室の立場としては、設計金額として提出されたものを勝手に減額すれば歩切りに該当するため、出来ない。設計金額がそのまま予定価格になる。</p>
---	---

必要がある。他の3案件にも同じことが言える。相手の見積書に合わせたような予定価格になっている。

各業者の内訳を比較すると、直接工事費はあまり変わらない。変わっているのは一般管理費だけである。この工事は2か月もかからない。現場を見て設計ごとに経費を判断すれば予定価格は下がる。

Q3

既設側溝も同じ時期に施工していると推測されるので、不具合が出れば同程度の時期に路線ごと当てはまるのではないか。要望書が出ているとのことだが、この路線でこの区画だけ区切って施工しているのは理由があるか。要望書の場所がここだけなのか、現地を確認して必要性を判断したのか。

丁度民家のある場所に該当する。道が狭いので車がすれ違う時に民家側に寄って通行し、側溝蓋を踏みつけて音を出す。

年度ごとに区間を区切って発注するよりも、まとめて発注した方が工事費は安くなる

A3

要望は路線として挙がってきているが、予算上の制約から、出来る範囲で継続的に実施している。

<p>のではないか。この区間に区切って発注したのは何か検討した結果か。</p> <p>予算からの制約で施工範囲が限られてくると理解した。</p> <p>古奈区の要望は今回実施範囲外もでているのか。</p> <p>居酒屋を越えてコンビニエンスストアの角までか。</p> <p>まだそこまで施工していないか。</p> <p>コンビニエンスストアの前はそこまで汚くない。コンビニエンスストアの角まで令和7年度で施工予定か。</p> <p>委員の方から予定価格の設定について検討した方が良いのではと意見があったが、この工事については適正に処理されているということで良いか。</p> <p>設計金額として機械的に計算された金額がそのまま予定価格になるなら仕方ない。</p>	<p>該当路線上のパチンコ屋の交差点から、居酒屋を越えて次の交差点まで一連の区画となる。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>施工していない。</p> <p>施工予定である。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>適正に処理されていることを確認した。</p>	

(2) 令和6年度 土木災害復旧事業 浮橋字薊洞地先法定外道路災害復旧工事	
質問、意見	回答
<p>Q1</p> <p>業者選定の理由に、災害時における応急対策業務に関する協定書とある。次の審議対象の工事にも同じ文言がある。この工事は9/2付け、次の工事は8/30付け、両方とも同じ受注者である。協定内容が違うのか。</p> <p>統一すべきではないのか。日付が異なるがどう違うのか。</p> <p>4日間で災害が2回あったのか。</p>	<p>A1</p> <p>協定内容は同一である。</p> <p>被災した日にちが違う。災害が発生した日にちがそれぞれ、9月2日と8月30日。</p> <p>長雨からの台風に見舞われた。災害が発生次第順次建設業協会に要請をかけ、近隣で対応できる業者を取り次いでもらった。</p>
<p>Q2</p> <p>建設業協会のリストには複数の業者が記載されている。この工事は施工箇所が浮橋ということで受注者が選定された理由もわかるが次の工事は葦山多田である。なぜ受注者が選ばれたのか。</p> <p>葦山多田というと多田グラウンド周辺のイメージがあった。物理的な距離が浮橋の方が近いということで理解した。</p>	<p>A2</p> <p>地先名称は葦山多田であるが、実際の現場は浮橋の方が近い。</p>

<p>Q3</p> <p>災害時における応急対策業務に関する協定書は具体的にどのような協定書か。今確認できるか。災害発生時に特定業者に依頼するのか。</p>	<p>A3</p> <p>建設業協会に依頼し、そこから業者につながる。 (資料を渡す)</p>
<p>Q4</p> <p>設計書において、最後に諸経費として経費を一発計上している。他の工事は、現場管理費等積み上げて計上している。何故、最後に諸経費一発計上なのか。見積書にあわせたのか。</p> <p>端数を処理して見積書に合わせているような感じがする。他工事の積み上げ計上による経費率を計算していくと、おおよそこの工事と同程度の経費率となる。それならば他工事と同じように積み上げればよいのではないか。緊急を要するから一括計上で設計したのではないかと推測したが、次の審議対象工事は同じ緊急を要する工事であったはずだが、積み上げで、共通仮設費、現場管理費、一般管理費と順に計算している。なぜこの工事は諸経費を1度に計上したのか疑問だった。率に関しては他工事と同程度なので問題はないと考える。</p>	<p>A4</p> <p>協定の中で、経費率は決められている。具体的な経費率に関して、静岡県維持管理委託、急な対応を必要とする委託事業の経費率を準用している。</p>

<p>Q5</p> <p>協定は建設業協会との協定である。見積提出業者を選ぶのは市の側かまたは協会側から推薦をもらって依頼するのか。</p> <p>協会の方で選別してもらい、その報告をもとに市から見積依頼をするということか。</p>	<p>A5</p> <p>市が1社を限定するのは難しいので、事案を説明し、協会側に対応可能業者を探してもらう。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>災害時であり、道路状況により現場に到着できない場合もある。協会から近隣業者に連絡を取ってもらい、実際に災害箇所に対応できる業者から市の方に連絡が来る。</p>
<p>Q6</p> <p>本工事と次の審議案件の工事と両方とも災害復旧工事であるけれども、工期が重なっている。施工できるのか。</p> <p>その割に金額は100万円程度しか変わらない。工事期間は1か月と4か月。この現場は重機の進入は出来るか。進入路は広いか。</p>	<p>A6</p> <p>本工事は完成形までの設計となっているが、次の審議案件の工事は応急復旧である。</p> <p>進入できるが、ゴルフ場の管理道となっており、小型重機しか進入出来ないと推測する。</p> <p>道路の逆側はゴルフコースになっている。</p>
<p>Q7</p> <p>実際緊急性があるとのことだが、8月末、9月の災害で実際のとりかかりは10月。1か月から1か月半の時間がある。2週間程度の猶予しかないのならば随契も仕方ないと</p>	<p>A7</p> <p>災害発生時には予算確保が鍵となる。小規模災害であれば予備費を充当できるが、今回は長雨でまとまった災害となった。9月補正予算で予算を確保した。そこから入札にかける場合、稟議の決裁がおりてから1か月程度かかる。時間的に災害の危険度が増すことになる。随意契約で最短で発注できるよう</p>

<p>判断できる。稼働可能な業者数が不明なので断定的には言えないけれど、入札は難しいのか。</p> <p>予算確保のための時間も含む中で最短で発注するには随意契約やむなしということだったということで理解した。</p>	<p>にした。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>適正に処理されていることを確認した。</p>	

(3) 令和6年度 土木災害復旧事業 菫1115号線応急復旧工事	
質問、意見	回答
<p>Q1 土嚢を設置してあるが、現在は撤去済みか。</p>	<p>A1 現在は撤去し、本復旧工事を実施している。</p>
<p>Q2 通行止めの時間はどの程度であったか。</p> <p>本工事は土砂撤去や法面の整形等の応急処置をする工事だったと。この工事が完了するまでずっと通行止めだったわけではないということか。</p>	<p>A2 土砂撤去に4日間かかっていたその後開通させた。</p> <p>そのとおりである。</p>
<p>Q3 繰り返しの確認となるが、本工事も予算確保に9月の補正予算を経て、その関係で時間が掛かっているという理解で良いか。</p>	<p>A3 そのとおりである。</p>
<p>Q4 設計書の共通仮設費の計算に関して説明が欲しい。計算してみたが算出できない。</p> <p>そう推察して計算したが数字が出てこない。</p> <p>どう計算してもあわない。計算は手計算でやるのか。</p>	<p>A4 処分費の共通仮設費からの控除分が計算結果に反映されている。</p> <p>処分費は全てが控除されるわけではない。</p> <p>ソフトウェアにより自動で計算する。</p>

<p>現場管理費、一般管理費に関しても算出元がわからない。提出された見積書に後から合わせているのではないか。</p> <p>細かい計算とその根拠は後日説明してもらいたい。ソフトウェアによる自動計算だけでなく、自分たち自身で計算し、原理原則を理解してもらいたい。</p> <p>Q5</p> <p>落札率が100%である。受注者の提出した見積にあわせて設計書を後から作ったのではないか。</p> <p>落札率が100%になった理由はどうか。中々発生しないと推測する。</p> <p>受注者の見積、内訳書は提出できるか。</p> <p>設計上複雑な計算をしているのにどうして設計額と丁度一致するのか。</p> <p>委員の質問の意図は、受注者の見積もりの内訳と設計の内訳が一致すれば、同じ計算式を用いたということで理解できるが、別々の項目だったけれど最終金額だけ一致するというのは不自然であると。それを確認す</p>	<p>この工事における処分費指定である残土、コンクリート殻、伐採木を積算基準の控除率に基づいて経費計算をすれば、設計書とおりの数字になる。</p> <p>A5</p> <p>土砂撤去量など、受注者より実際の施工数量を提出してもらって設計書を作成している。計算は公的な歩掛に基づいている。</p> <p>本工事は土工工事が主な工種であり、静岡県の積算基準書は公開されており、適正に計算できる業者であれば設計額を正確に推測できる。</p> <p>この工事は随意契約のため、他業者の応札も無く、内訳書の提出がない。</p> <p>積算基準書の通り計算すれば一致する。</p>
--	--

<p>るために受注者の見積書そのものを提出できるかということを確認している。</p> <p>見積書というのは最後の金額だけ記載されているのか。</p> <p>受注者と発注者と同等の積算ソフトを持っていれば価格は一致するというのか。予定価格が開示されるに等しい。</p> <p>これまでの委員会においても同様の議論があった。応札業者の金額が近似しているのは、同等の積算ソフトを利用していることに起因し、算出された金額をベースに入札への意欲によって各業者の応札額が変化するという説明だった。委員会における議論の前提として、各業者は積算ソフトにより予定価格をある程度把握しているという認識でよろしいか。</p> <p>本工事は随意契約なので、応札額を増減させる動機が働かず、積算ソフトで算出された数</p>	<p>見積書に内訳の記載まで求めている。最後の金額だけを記載してある。中身は分からない。</p> <p>受注者から報告された残土等の数量をもとに、金抜き設計書を作成し受注者に見積依頼書として提出している。設計書には積算条件が記載されており、適正に計算すると設計金額と一致する。</p> <p>近い数字にはなる。静岡県も今までは非公表だった部分を開示してきている。積算基準だけでなく、工事で使用する単価に関して公表されているものが多い。</p> <p>土木関係はある程度公表されている部分がある。</p> <p>工種が単純であるが故、近似した数字、同一の数字が出る。</p>
--	--

<p>字をそのまま応札額としたことで、市の使用しているソフトと同等なので金額が一致したということか。</p> <p>受注者から資料として提出されたのは残土処分の数量だけか。</p> <p>受注者から提出されるのは設計書で言うところの範囲か。</p> <p>実際の処分場での処分費はわからない、もっと安いかもしれない。</p> <p>処分場を明記するのは何故か。</p> <p>Q6</p> <p>随意契約というのは契約形態として例外的であるといわれている。慎重に検討しなければならない。積算基準が公表されており、随意契約なので落札率が100%になるという理屈であれば、先の審議案件も同じ受注者で随意契約という中で、設計額と応札額でずれがあった。その違いは何によって生じるか。</p>	<p>土砂の運搬等、必要となった工種についても報告を受けている。</p> <p>工種と単位、数量まで。金額以外の数字。処分費の単価は提出を受けていない。残土処分費は数年前から静岡県が公表している。</p> <p>実情は不明だが、公表単価を利用している。</p> <p>現場から処分場までの距離と処分量によって最安となる処分場は変化する。今回の場合は記載されている処分場が最も安価であった。</p> <p>A6</p> <p>静岡県の公表単価を利用できない部分、例えば木の処分費が該当する。公表単価が存在しない場合、見積もりを徴取して歩掛や単価を決定している。公表されていない単価により金額にずれが生じるのではないかと推測する。</p>
---	---

<p>木の処分費に関しては公表されていないので設計額との差が生じ得る。随意契約は審議・検討方法を考える余地がある。</p>	
<p>【審議結果】 適正に処理されていることを確認した。</p>	

(4) 令和6年度 市単治山事業 浮橋字安野法面工事	
質問、意見	回答
<p>Q1</p> <p>処分の廃プラスチックは現在も旧東幼稚園に置いてあるのか。</p> <p>廃プラスチックはこの工事によって後から見つかったものではなく、元々確認されていたものか。保管されていたものか。</p> <p>不法投棄だったと記憶している。</p> <p>今回で廃プラスチックの撤去は完了したのか。</p> <p>県からの処分費に対する負担金は無いのか。不法投棄に関する工事はこれで完了か。</p>	<p>A1</p> <p>旧東幼稚園は仮置場であり、現在は処分済みである。</p> <p>昨年度審議案件となった工事と同じ、不法投棄である。</p> <p>完了した。</p> <p>処分費に関しては県より 1000 万円受け取っている。不法投棄はすべて処分し、工事は完了した。</p>
<p>Q2</p> <p>設計書の記載について、廃プラ詰替工が明細表では 32 袋、内訳表では 60 袋となっている。数字が違うのはなぜか。</p> <p>1 袋当たりの単価をだすためであること理解した。</p>	<p>A2</p> <p>明細表は 1 袋当たりの単価を算出するための数字になっている。</p>
<p>Q3</p> <p>全部で 7 社応札しているが、各業者の応札額が近似してい</p>	<p>A3</p> <p>2 か月程度。12 月 25 日から 3 月 7 日までである。</p>

<p>る。工期はどのくらいか。</p> <p>Q4 昨年の第1回入札監視委員会で審議した工事と受注者が変わっている。工事名は似ているが別工事か。あらためて入札を実施したということか。</p> <p>Q5 昨年度工事は別業者が安価に応札したが、今回は辞退している。利益が出ないと判断したのか。</p> <p>昨年度審議した工事は、予定価格と落札額に大きな開きがあったと記憶している。前回工事からの経過について何かあるか。</p> <p>平場にシートを設置した箇所であったと記憶している。</p> <p>応札額が非常に近似しており、疑問を感じる。千円単位まで算出できるのか。</p> <p>単価がある程度推測できる中で、落札への意欲によって応札額は変わると推測する。予定価格にある程度の見当がつけば、意欲が低ければ少し高めの金額</p>	<p>A4 昨年度審議した工事と受注者は変わっている。あらためて入札を実施した。</p> <p>各業者の応札額が近似しているとの指摘だが、大部分が公表単価を利用しており、見積による部分により差が出るにせよ、値は近似すると推測する。</p> <p>A5 ヒアリングしたわけではないが、可能性はある。</p> <p>前回工事において、防草シートを設置している。</p> <p>公表されている単価を利用しているので近似していると推測する。算出は千円単位で算出できる。</p>
--	--

設定を、意欲があれば同等か少し低い金額で札を入れるイメージがある。昨年度工事の様子が伝わる中で、本工事の利益率は低いと各社が判断したとの推測もできる。

時期を考えるに、実質工期は1か月程度と推測できる。利益は上がると思う。設計書を確認すると経費が155万4千円程度、直接工事費が144万5千円程度。経費が高い。

Q6

入札監視委員会の役割として、発注者と受注者の癒着を検証すること、受注者間の談合を検証することの大きく二つある。応札額が近似する工事が連続すると、発注者の関与は別にして受注者間のつながりに疑義が生じてくる。左様な状況が散見される中、これまで市の方で検証したこと等あるか。

億単位の工事になれば差が出てくるのはもちろんわかる。それにしても近似しすぎている。

委員会で検証可能な範囲は限られている。

A6

特にない。工種が簡素であると数字が近似する。

一番近い数字で3万6千円。

<p>以前の審議案件で水門工事における経費計上が議題に上った。実際の現場日数は4日間程度にもかかわらず、機械的に経費計算がされていた。結果的に、落札率が低かった。受注者は現実的な数値を理解していた。現場・工期を考慮して経費を設定してもらいたい。予算の節約にもつながる。</p>	<p>一般管理費は基準に基づき計算している。一般管理費算出に工期による変化は考慮されていない。</p>
<p>【審議結果】 適正に処理されていることを確認した。</p>	

審議事案全体を通して	
質問、意見	回答
特になし	
<p>【審議結果】</p> <p>本定例会議のすべての審議対象事案における入札手続きについて、適正に処理されていることを確認した。</p>	